

令和元年11月1日
老高発1101第2号
国住心第197号

各

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長 殿
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」の
一部改正について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省・国土交通省令第4号）が令和元年11月1日に公布され、同年12月14日より施行される。

これまで、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第6条第1項第15号及び改正前の国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第7条第12号及び第13号に基づき、高齢者住まい法第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請時において、登録申請書に登録申請者及び法定代理人が高齢者住まい法第8条第1項各号（以下「登録拒否要件」という。）に該当しない者であること誓約する書面を登録申請書に添付して提出しなければならないこととしていたが、改正後の施行規則第6条第11号及び12号に基づき登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約すること等の改正を行った。

これらの改正に伴い、今般、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成23年10月7日付け老高発第1007第1号、国住心第41号厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

- 「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成23年10月7日付け老高発第1007第1号、国住心第41号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）の新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>平成23年10月7日 老高発第1007第1号 国住心第41号 <u>(一部改正)</u> <u>令和元年11月1日</u> <u>老高発1101第2号</u> <u>国住心第197号</u></p> <p><u>各都道府県</u> <u>指定都市</u> <u>中核市</u> 住宅担当部長 宛て 福祉担当部長</p> <p>厚生労働省老健局高齢者支援課長</p> <p>国土交通省住宅局安心居住推進課長</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）に係る同条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録サービス付き高齢者向け住宅」という。）の整備に関する事業の実施に要する費用については、社会資本整備総合交付金の交付対象となるため、登録事業者が暴力団員等であった場合には、本交付金が暴力団の資金源となるおそれがある。</p>	<p>平成23年10月7日 老高発第1007第1号 国住心第41号</p> <p>各都道府県 住宅担当部長 宛て 政令指定都市 福祉担当部長 中核市</p> <p>厚生労働省老健局高齢者支援課長</p> <p>国土交通省住宅局安心居住推進課長</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）に係る同条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録サービス付き高齢者向け住宅」という。）の整備に関する事業の実施に要する費用については、社会資本整備総合交付金の交付対象となるため、登録事業者が暴力団員等であった場合には、本交付金が暴力団の資金源となるおそれがある。</p>

このため、暴力団員等への公金支出を防止する観点から、高齢者住まい法第8条第1項において、登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が、同項第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するときは、その登録を拒否する旨の暴力団排除条項を規定している。

については、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号。以下「合意書」という。）（別添1）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県、指定都市及び中核市においては、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

1. 登録拒否要件に係る照会等

(1) 登録申請書における誓約

高齢者住まい法第6条第1項第15号及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第6条第12号及び第13号に基づき、登録申請者は、登録申請時において、登録申請書に登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを誓約する必要がある。

（削除）

(2) 登録拒否要件に係る照会

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課（以下「登録制度主管課」という。）の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、登録の申請、登録事項等の変更の届出又は登録事業者の地位の承継の届出の際の窓口における対応、地元住民の風評、従業員等からの通報その他の状況から、登録申請者及び高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービス付

このため、暴力団員等への公金支出を防止する観点から、高齢者住まい法第8条第1項において、登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が、同条第5号、第6号から第8号まで（同条第5号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するときは、その登録を拒否する旨の暴力団排除条項を規定している。

については、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付警察庁丁暴発第213号、老高発1007第2号、国住心第41号。以下「合意書」という。）（別添）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県、政令指定都市及び中核市においては、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

1. 登録拒否要件に係る照会等

(1) 誓約書の提出

高齢者住まい法第6条第2項及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第7条第11号に基づき、登録申請者は、登録申請時において、登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であること誓約する書面（以下「誓約書」という。）を登録申請書に添付して提出しなければならないこととされている。

誓約書には、登録申請者（法人である場合においてはその役員及び事務所の代表者である使用人、個人である場合においてはその者及び事務所の代表者である使用人）及び法定代理人の氏名（読み仮名を含む。）、生年月日、性別が明らかにされていることが望ましい。

(2) 登録拒否要件に係る照会

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、登録の申請、登録事項等の変更の届出又は登録事業者の地位の承継の届出の際の窓口における対応、地元住民の風評、従業員等からの通報その他の状況から、登録申請者又は高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者（以下「登録申請者等」という。）が登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該

き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)。以下「登録申請者等」という。)が登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。))に対し、合意書別記様式第1号により、当該登録申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別及び住所をCSV形式(エクセル、アクセス等の表計算又はデータベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式)により記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク等)(以下「氏名等保存電磁的記録媒体」という。))により照会するものとする。ただし、照会する者の人数が5名以下の場合、氏名等保存電磁的記録媒体を要さず、必要な情報が含まれていれば、形式も問わない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ(半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRで半角とし、数字は2桁半角)及び性別(半角で男性はM、女性はF)を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日、性別及び住所の間を半角カンマで区切るものとする。

照会の際には、

- ① 照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等については、登録申請書別添の役員名簿、必要に応じて登録申請者等に提出させる「暴力団排除にかかる登録拒否要件の確認情報」(別添2)等により確認すること
- ② 照会対象者の情報は個人情報であり、漏洩、紛失又は破損を防ぐ観点から厳正に管理することに留意するものとする。

なお、本照会に際し暴力団対策主管課長に登録申請者等の情報を提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条には抵触しない旨申し添える。

2. 登録拒否要件に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長から合意書別記様式第2

登録制度主管課長の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。))に対し、合意書別記様式第1号により、当該登録申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日及び性別をCSV形式(エクセル、アクセス等の表計算又はデータベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式)により記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク等)(以下「氏名等保存電磁的記録媒体」という。))により照会するものとする。ただし、照会する者の人数が5名以下の場合、氏名等保存電磁的記録媒体を要さず、必要な情報が含まれていれば、形式も問わない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ(半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)及び性別(半角で男性はM、女性はF)を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間を半角カンマで区切るものとする。

照会の際には、

- ① 照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等については、登記事項証明書等により確認すること
- ② 照会対象者の情報は個人情報であり、漏洩、紛失又は破損を防ぐ観点から厳正に管理することに留意するものとする。

なお、本照会に際し暴力団対策主管課長に登録申請者等の情報を提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条には抵触しない旨申し添える。

2. 登録拒否要件に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長から合意書別記様式第2

号により、登録申請者等が登録拒否要件に該当する事由があると認められる旨の回答があった場合には、以下の措置を講じるとともに、当該措置を講じた旨を、合意書別記様式第4号により、暴力団対策主管課長に通知するものとする。

(1)～(4) (略)

上記の措置を講じる場合において、当該登録申請者等が登録拒否要件に該当すると都道府県の住宅部局及び福祉部局が判断した根拠を問われた場合には、警視庁又は道府県警察本部からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らかにすることは可能である。

3.～5. (略)

号により、登録申請者等が登録拒否要件に該当する事由があると認められる旨の回答があった場合には、以下の措置を講じるとともに、当該措置を講じた旨を、合意書別記様式第4号により、暴力団対策主管課長に通知するものとする。

(1)～(4) (略)

上記の措置を講じる場合において、当該登録申請者等が登録拒否要件に該当すると都道府県の住宅部局及び福祉部局が判断した根拠を問われた場合には、都道府県警察の本部からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らかにすることは可能である。

3.～5. (略)